

# ひとり親家庭などで児童を 養育されている方へ



## ◆児童扶養手当を支給

父または母がいない状態の家庭で、児童を監護している父や母または養育者に手当を支給します。

ただし、公的年金を受給している場合（受給できるようになった場合を含む）は、支給されません。

### 【現在受給されている方へ】

8月31日（土・日曜日を除く）までに現況届けを提出してください。なお、現況届けが未提出の場合、支給が遅延することがあります。

### 持参するもの

児童扶養手当証書・住民票（世帯全員が記載されたもの）・印鑑・養育費などに関する申告書・一部支給停止適用除外事由届出書（対象者のみ）・その他添付書類を市児童福祉課まで提出してください。

## ◆自立支援計画を策定

児童扶養手当を受給している父または母の状況や希望に応じ、自立支援計画を策定し、仕事探しのお手伝いをします。

## ～児童扶養手当支給対象児童～

- ▼父母が離婚した児童
- ▼父または母が死亡した児童
- ▼父または母が政令で定める障がいの状態にある児童
- ▼父または母が生死不明な児童
- ▼父または母が1年以上遺棄している児童
- ▼父または母が1年以上拘禁されている児童
- ▼母が婚姻によらないで生まれた児童
- ▼母が児童を懐胎した時の事情が不明である児童

※申請者および扶養義務者の所得により全部支給・一部支給・支給停止を決定します。  
※手当支給は、対象児童が18歳に達した日の属する年度末（障がいのある児童は20歳）までです。

【お問い合わせ・現況届け提出先】市児童福祉課児童福祉担当（市役所1階⑩番窓口）

TEL 32・2114 / FAX 32・3818

## ◆入院医療費を助成

ひとり親家庭などの親またはこどもの入院医療費（自己負担分）を助成します。助成を希望される方は、市健康増進課まで申請してください。

### 【助成対象者】

18歳に達した最初の3月31日までの児童がいる世帯で、下記のいずれかに該当される方が児童扶養手当（上記参照）を受給できる所得水準の場合は対象となります。

- ▼ひとり親家庭の父または母
- ▼ひとり親家庭の父または母に扶養されている児童
- ▼父母のいない児童

### 【お問い合わせ・申請先】

市健康増進課医療・年金担当（市役所1階④番窓口）  
TEL 32・4120 / FAX 35・0173

## ◆母子家庭の母を支援します！

### ◎ 自立支援給付金事業

#### 【自立支援教育訓練給付金】

母子家庭の母が、指定された教育訓練講座を受けた場合、その受講料の一部（2割、上限10万円）が支給されます。

#### 【高等技能訓練促進費】

母子家庭の母が、指定された資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合、修業する期間の全てに訓練促進費などが支給されます。



### 【お問い合わせ先】

市児童福祉課児童福祉担当（市役所1階⑩番窓口）  
TEL 32・2114 / FAX 32・3818